



平成 21 年 9 月 28 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社 B B H

(URL <http://www.bbank.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 大島 剛生
(コード番号：3719)

問合せ先 管理本部長 江口 航
電話番号：03-3348-8380

訴訟の提起に関するお知らせ

平成 21 年 9 月 28 日付けにてチャンスラボ株式会社が、当社及び当社元代表取締役 2 名並びに元取締役 1 名（以下「被告ら」といいます。）に対し、不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した旨を、同社親会社である株式会社アドバックスが「株式会社 B B H 他に対する訴訟の提起に関するお知らせ」において公表いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

現時点において、裁判所よりの訴状送達は未了であり、具体的な訴訟内容の確認及び開示に関しましては訴状送達後速やかに実行いたします。

なお、下記に関しましては、株式会社アドバックスにおいて開示された内容を元に記載しております。

記

1. 訴訟のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所
平成 21 年 9 月 28 日

2. 訴訟を提起した者

商号 チャンスラボ株式会社（以下「原告」といいます。）

3. 訴訟の対象者

- (1) 法人 株式会社 B B H
- (2) 個人 ①当社元代表取締役（大島一成氏）
②当社元代表取締役（田原弘之氏）
③他当社元取締役 1 名

4. 訴訟の内容

(1) 請求の内容

複合商業施設「中野サンプラザ」の再開発事業として、原告を始めとする複数社と同施設の運営会社である株式会社中野サンプラザ間で取り交わされた 10 年間の同施設運営継続を前提とする投資契約が、被告らの不法行為により実現不能となったことに伴い、被告らに対して原告の得べかりし利益 260 百万円、及びこれに対する本件投資契約が履行不能になった日である平成 20 年 12 月 22 日から支払い済に至るまで年 5 分の割合による遅延損害金を請求するものであります。

(2) 請求原因の概要

平成 16 年 11 月、株式会社 B B H の当時の代表取締役であった大島氏は、原告を始めとする複数社に対して中野サンプラザの運営会社である株式会社中野サンプラザへの出資勧誘を行った結果、原告は 100 百万円の出資を決定すると共に、株式会社 B B H も株式会社中野サンプラザの筆頭株主である大株主となりました。

しかしながら、平成 19 年 5 月頃、同氏が代表者を務めていた当時の株式会社 B B H と株式会社中野サンプラザとの間での不適切な取引等が発覚したことにより事業継続が困難となり、当該事業から撤退を余儀なくされたことで本件投資契約の実現が不能となり、得べかりし利益が発生したものであります。

なお、田原氏並びに他1名については、株式会社BBHの役員として本件投資契約の実現が不能となることが決定的となる当該事業からの撤退を中野区に申し入れるなどしたことを原因に被告に加えております。

5. 今後の見通し

原告からの請求に対し、法廷の場において適切に対応していく所存であります。
現時点で当社のへの影響は不明であります。

以上